

長野県北アルプス地域振興局告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、平成30年7月20日付けで北アルプス広域連合の規約の変更を許可しました。

平成30年8月2日

長野県北アルプス地域振興局長 中村 正人

市町村課

長野県大町建設事務所告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年8月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年8月2日

長野県大町建設事務所長 清水 孝二

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 148号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
		m	km
北安曇郡小谷村大字中小谷丙688番の1地先から 北安曇郡小谷村大字中小谷丙822番の1地先まで	旧	12.1~20.3	0.2134
同 上	新	12.1~20.3	0.2134
		12.1~29.0	0.2262

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年8月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年8月2日

長野県大町建設事務所長 清水 孝二

- 1 路線名 148号
- 2 供用を開始する区間
北安曇郡小谷村大字中小谷丙688番の1地先から
北安曇郡小谷村大字中小谷丙822番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成30年8月2日

道路管理課

選告示第61号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

平成30年8月2日

長野県選挙管理委員会委員長 永井 順裕

別表中

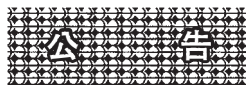
35,354	を	35,340
320,960		320,874
106,417		106,181

に、

19,912	を	19,920
--------	---	--------

に改める。

選挙管理委員会



公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成30年8月2日

長野県知事 阿部 守一

調査を行った者の名	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
佐久市	地籍簿及び地籍図	平成25年から平成26年まで	佐久市田口の一部	平成30年8月2日
佐久市	地籍簿及び地籍図	平成26年から平成27年まで	佐久市田口の一部	平成30年8月2日
伊那市	地籍簿及び地籍図	平成23年から平成24年まで	伊那市小出二区の一部	平成30年8月2日
飯綱町	地籍簿及び地籍図	平成28年から平成29年まで	上水内郡飯綱町大字赤塩の一部	平成30年8月2日

川上村	地籍簿及び地籍図	平成27年から平成28年まで	南佐久郡川上村大字川端下の一部	平成30年8月2日
高山村	地籍簿及び地籍図	平成27年から平成28年まで	上高井郡高山村大字高井の一部	平成30年8月2日

農地整備課

公告

県営長沼地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成30年8月2日

長野県知事 阿部 守一

- 土地改良事業の名称
県営基幹水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）
- 工事の着手年月日
平成25年12月4日
- 工事の完了年月日
平成30年3月2日

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年8月2日

長野県諏訪建設事務所長 丸山 義廣

- 許可番号
平成30年7月12日 長野県諏訪建設事務所指令29諏建第208-6号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
茅野市北山字南山栗平ヨリ三室大萱迄4035-344の内、字坂上4142-1、4142-4、4143-1、4144の内、4145-2、4145-3、4146-1、4146-2、4147-1の内、4148、4149-1、4149-4、4158、4158-2の内、4161
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
茅野市本町西5-23
蓼科グリーンビュー開発株式会社
代表取締役 朝倉 寿美子

都市・まちづくり課

公告

平成31年度長野県立高等学校実習助手採用のための選考を次のとおり行います。

平成30年8月2日

長野県教育委員会

- 採用予定の実習助手の種別・選考区分・人員

種 別	選考区分	人 員
農業の実験・実習を主とする実習助手	一般選考	若干名
	若年者選考	
工業の実験・実習を主とする実習助手	一般選考	若干名
	若年者選考	
理科の実験・実習を主とする実習助手	一般選考	若干名
	若年者選考	

2 申込資格

次の資格を有する者であることとします。

- 一般選考 昭和34年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者で、高等学校卒業以上の学歴を有する者（平成31年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者を含む。）

若年者選考 平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者で、高等学校卒業以上の学歴を有する者（平成31年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者を含む。）

- 次のいずれかに該当する者は、選考を受けることができません。

- ア 成年被後見人又は被保佐人
- イ 禁錮以上の刑に処せられた者
- ウ 長野県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行日（昭和22年5月3日）以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受付期間及び提出先

- 受付期間

平成30年8月24日（金）から9月3日（月）まで（受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで）とします。ただし、土曜日、日曜日及び休日は除きます。

なお、郵送による場合は、9月3日（月）までの消印のあるものに限り受け付けます。

- 手続

ア 提出するもの

4の申込書類

イ 提出先

郵便番号 380-8570

長野県教育委員会事務局高校教育課

電話番号 026-235-7430 内線4358

所在地 長野市大字南長野字幅下692の2

(封筒の表に「実習助手採用選考申込書在中」と朱書してください。)

4 申込書類

- (1) 採用選考申込書(長野県教育委員会が交付するもの)
- (2) 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
- (3) 最終学校における学業成績証明書(親展扱いとすることとします。)
- (4) 受験票(長野県教育委員会が交付するもの)
- (5) 返信用の封筒(長形3号<縦23.5センチメートル×横12.0センチメートルの大きさのもの>を用い、あて先及び氏名を明記し、92円切手をはったもの)
- (6) 最終学校における就職者用調査書(平成31年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者に限り提出することとします。この書類を提出する場合にあっては、(2)及び(3)の書類の提出は不要です。親展扱いとすることとします。)

5 選考

選考は、次の要領で行います。(一般選考、若年者選考共通)

選考順序	期日	会場	対象者	選考内容及び方法	備考
第1次選考	平成30年9月22日(土)	長野県庁	志願者全員	書類審査 筆記試験 ・一般教養 ・小論文	試験の時間等は受付期間終了後本人に通知します。
第2次選考	平成30年10月29日(月)	長野県庁	第1次選考合格者	面接	詳細は第1次選考合格者に通知します。

6 選考結果の通知

- (1) 通知の時期
第1次選考の結果は10月中旬、第2次選考の結果は11月下旬に通知します。
- (2) 通知等の方法
ア 第1次選考結果
(7) 合否並びに不合格に係る総合評価、小論文の段階別評価並びに一般教養の得点及び平均点を郵送で通知します。
(4) 合格者の受験番号を長野県教育委員会ホームページに掲載します。
(ウ) 第1次選考合格者の結果については、第2次選考結果に合わせて郵送で通知します。
イ 第2次選考結果
合否及び総合評価の段階別評価を郵送にて通知します。

7 その他

- (1) 採用選考申込書及び受験票の用紙は、長野県教育委員会事務局高校教育課(県庁8階)で交付します。郵便により請求する場合は、封筒の表に「高校実習助手採用選考申込用紙請求」と朱書し、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒角形2号(縦33.2センチメートル×横24.0センチメートル)を同封してください。
なお、長野県教育委員会のホームページからダウンロードすることもできます。
- (2) 第1次選考結果及び第2次選考結果については、長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第11条第1項た

だし書の規定により、口頭により開示を請求することができません。ただし、第1次選考合格者は、第2次選考結果通知後に開示請求ができるものとします。

ア 開示する期間

選考結果通知日から1年間

イ 開示を行う場所

長野県教育委員会事務局高校教育課(県庁8階)

ウ 必要書類

運転免許証、学生証等本人であることを証明できるものを持参してください。

(3) 提出された書類は、一切返却しません。

(4) 第1次選考の一般教養の問題用紙は、持ち帰りができます。

(5) この選考の実施に際して収集する個人情報は、この選考のために必要な範囲でのみ利用します。

高校教育課

正 誤

平成30年7月9日付け長野県告示第441、442号「土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(2件)」中

ページ	行(箇所)	誤	正
4	左側 下から6	急傾斜地の崩壊	土石流
5	左側 4	急傾斜地の崩壊	土石流

砂防課